

アメリカ労働運動の政治活動

——ゴムバーズとルーサー——

筆者は以前、「アメリカ労働運動のイデオロギー」と題して、サミュエル・ゴムバーズ Samuel Gompers (一八五〇—一九二四) とウォルター・ルーサー Walter Reuther (一九〇七—一九七〇) のイデオロギーの比較分析をおこなった⁽¹⁾。同論文では、両者とも「労働組合主義」の立場から社会主義、共産主義に反対したが、積極的主張としてゴムバーズは「ヴォランタリズム」、ルーサーは「民主主義」を唱えたことを明らかにした。その際これらのイデオロギーの具体的な内容について政治的側面および経済的側面に分けて論ずるつもりだとしておいた。本稿は右の課題のうち、政治的側面をとりあげたものである。

高 田 一 夫

ここでの分析視角は労働組合と国家との関係のあり方に集約される。労働組合は本来、「労働生活の諸条件の維持、改善」⁽²⁾のための団体である。その労働組合が政治に参加する場合には、それ自らが政治団体となるか(赤色組合主義など)、独自の政党を設けるか(イギリス労働党など)、既存政党と提携するか(圧力団体型)しなければならぬ。結論を先取りすれば両者とも圧力団体型の政治活動を行なった。しかしその内容は同一ではない。ゴムバーズは社会主義者による労働党結成を封じて圧力団体型政治路線を確立したが、政党からは比較的独立していた。それに対して、ニューディール期以後の公共政策の中で活動したルーサーの場合には政党(民主

党)とのより緊密な関係に入ったのである。

(1) 拙稿「アメリカ労働運動のイデオロギー——ゴムバーズとルーサーの比較分析」『一橋研究』第一巻第四号(一九七七年三月)。

(2) S. & B. Webb, *History of Trade Unionism*, London, 1920, p. 1. 飯田・高橋訳『労働組合運動の歴史』日本労働協会(一九七三年)上巻、四頁。この定義について不十分であるとの批判もあるが、これを労働組合の必要条件と考えれば不都合はない。

I

ゴムバーズは、労働者の政治活動は労働組合にとってむしろ有害無益であるとは度々くりかえし主張した。

「匡すべきものは何だろうか——経済生活かそれとも社会生活または政治生活か。もし匡さなければならぬのが経済生活だとしたらそれは経済生活を通じて匡すべきである。他の手段はどれもだめである。」⁽¹⁾これは労働組合活動を専ら経済的分野に限ろうとする「純正」組合主義 trade unionism “pure and simple” の主張である。しかし、彼は政治活動を全く行なわなかったわけではない。彼が反対したのは「社会民主主義的な政治」⁽²⁾であ

り、第三党運動であって、必ずしも「組合主義的な政治」⁽³⁾に反対したわけではない。彼は自らの政治活動を「非党派 non-partisan」政治と呼んだ。これは労働組合が圧力団体として政治に参加する道であった。以下、ゴムバーズの主要な政治的活動を分析し、その特質を明らかにしよう。

一 「法律制定の方法」の失敗

彼が初めて政治活動に従事したのは、所属する国際葉巻工組合が一八七〇年代にテナメント制度 Tenement System 廃止のための立法活動を開始した時である。テナメント制度とは新移民のボヘミア人を共同住宅(テナメント)に住ませ葉巻を作らせる制度で、低賃金の上、一種の現物支払い制をとっていた。⁽⁴⁾この低賃金労働は労働組合の賃金率をおびやかした。このためゴムバーズたちは、まずこの制度を法律で規制しようとしたわけなのである。この時彼らがとった方法は、(一)宣伝・教育活動、(二)連邦法の制定のためのロビー活動、であった。連邦議会での立法が不可能とわかると、州議会での立法獲得運動へ切りかえた。その運動方針として葉巻工

組合大会において次の七項目の政治綱領が決定された。すなわち、(一) 公開集会を開き世論にアピールする、(二) 州議会に対し請願活動を行なう、(三) 下院議員個人宛に手紙を出す、(四) 議員の活動歴を監視する、(五) 議会の各種委員会で組合の意見を述べる、(六) 法案に反対する議員を落選させるよう組織的な努力を行なう、(七) 労働者の友には支援する、以上である。要するにこれらは、利益集団の典型的な圧力活動である。一八八一年のニュー・ヨーク州議会選挙に際しては、この方針にそって「議員たちの良心をかきたてる」ため組織的に投票する方針をたてた。彼らは法案を初めて議会に提出したエドワード・グロスや、若きセオドア・ローズヴェルト等を通じてロビー活動を行ない、法案は無事下院を通過した。ところが、驚くべきことに、上院にまわされた時にはこの法案正文だけが書類とじの中から消えていた。事件のどさくさに紛れて結局法案は不成立になったが翌年には州両院を通過し、クリーヴランド知事の裁可も得ることができた。だがこの法律は、葉巻製造業者の法廷闘争により違憲判決が下されてしまった。そこでゴムバーズたちは再び運動をおこし、一八八四年五月新し

い法律を得た。しかし今度の法律もまた裁判所に提訴され、再び違憲と判断されてしまったのである。彼らはここでついに立法に頼るのをやめ、労働組合によるストライキとアジ活動で製造業者に圧力をかけ、その結果製造業者は「テネメント・ハウスでの葉巻製造を放棄し、適正な条件のもとに工場で産業を運営する方が安くつくことを納得するにいたった」という。⁽⁷⁾

ゴムバーズの政治活動はここで見られるように賃金・労働条件の維持・改善のための運動として始まった。しかし、この「法律制定の方法」は議会段階では何とか成功しつつも裁判所の判決で無効となった。労働組合に有利な法律が本当に機能するようになるのはこれからニューデイル期まで実に半世紀を要するのである。ここからゴムバーズたちは「団体交渉の方法」へと切り換えていくことになったのである。⁽⁸⁾

二 「非党派」政治の確立

世界で最初の労働党が合衆国で結成されたことにも見られるように、比較的早期に男子普通選挙権が実現した合衆国では労働党の運動は盛んであった。ゴムバーズが

——不承不承ながら——関係したのは前述のロビー活動から二年後、一八八六年であった。この年は八時間運動とヘイマーケット事件そしてAFLの創立の年でもあり、労働運動が大きく盛りあがった年であった。ゴムバーズの住むニューヨークでは単一課税論者ヘンリー・ジョージ・Henry George が推されて市長選挙に労働党 the Labor Party の候補者として立つことになった。⁽⁶⁾ ゴムバーズは当初ジョージ選出運動に反対であった。「われわれの友人のジョン・スウィントン、トム・アームストロングその他われわれが名をあげることでできる人々は、労働者が政治運動に飛び込むことを心配しているわれわれの友人たちに多少の回顧談を語ってほしい」と彼は自ら編集する新聞に書いた。しかし、運動の盛上りの中でこの態度への批判は強く、ゴムバーズも市政腐敗に対する「抗議の意志表示」として、運動に参加せざるを得なかった。ジョージは次点で敗れたが、運動はこれで消滅することなく、十一月に運動を継承するべく統一労働党 the United Labor Party が結成された。しかし、すぐに党内で社会主義者、単一課税主義者、および労働組合主義者間の対立を招いた。⁽¹¹⁾ ゴムバーズの組合である国際

葉巻工組合 International Cigarmakers' Union はその機関誌で「土地価額に課税すれば工場・鉱山に雇われて働く人達が今陥っている惨状から解放されるというヘンリー・ジョージの理論は畏れ多い幻想である。賢明な労働組合主義者なら誰もジョージの特許薬など飲みはしない」と強く非難した。ゴムバーズの後年の回想によれば、彼の「関心は、賃金労働者の経済的向上にあったので、私にとっては、労働組合が基本的機関であつた。そこで彼は、政党が選挙運動を労働組合に譲るよう提案し、また「AFLは組織としてはこの争いから手を引いている」と言明した。⁽¹³⁾ 彼は、ここで労働党運動には加わらないことをはっきりと表明したのである。

ゴムバーズの労働党に対する反対はAFLに対する社会主義者の浸透作戦 boring from within との対決の中でさらに強固なものとなつていった。⁽¹⁴⁾ その一方、立法活動の必要性は認識しておりロビー活動は続けられていた。彼の本格的「非党派」政治活動が始まったのは、一八九六年AFL本部がワシントンに移され、シャーマン反トラスト法改正のためのロビー活動が強化された時である。⁽¹⁵⁾ 同法に基づく労働差止命令が争議行為を著しく制限した

ためである。運動は一九〇六年にピークに達した。同年初め、イギリスでは労働代表委員会が下院に二九名の議員を送り労働争議法をかちとった。アメリカでも頻発する差止命令にイギリス型の独立政治運動を望む声が高まり、ゴムバーズも無視できなくなったのである。⁽¹⁷⁾この時の政治活動もゴムバーズの葉巻工組合時代の立法獲得運動と同じ性格のものであった。

第一の行動は大統領、議会へのロビイングであった。一九〇六年三月、ワシントンで労働組合会議が開かれ、ゴムバーズと海員組合のフルセス Andrew Furseth の起草した「嘆願書 Bill of Grievances」を労働者の統一要求として採択した。その主たる内容は、反差止命令法の制定、連邦職員に対する八時間制法案の改善、囚人労働・移民の禁止、独占禁止法の改正等を求めたものである。⁽¹⁸⁾ただし、これは、以前のからの要求をくりかえしたものにすぎない。⁽¹⁹⁾ゴムバーズは同年四月に行なった演説の中で、労働組合は政治の外にいつづけることはできないと述べて政治活動の目的を三つ挙げた。これは、苦情書への注釈とみられる。すなわち (一) 反労働立法の撤廃、(二) 政府の管轄する事項について労働組合の要求を実現させ

ること、(三) 労働組合にその本来の機能を発揮すべく必要な完全な権利を保障することである。⁽²⁰⁾要するにこれは労働組合活動を制限する法律(シャーマン反トラスト法)を撤廃して労働組合が自由に活動できることを目的とする、ということである。これが要求の根幹部分であった。

第二の行動は「友に報い敵を懲す」選挙運動であった。嘆願書の効果がなかったため、AFLは労働者の解放を唱える高邁な政治綱領を作成し、その実施機関として、ゴムバーズ他二名よりなる「労働代表委員会 Labor Representation Committee」を組織した。高調子の政治綱領、イギリス労働党の前身と同じ名を持つ選挙機関、こうした道具だてはその要求や方法(独自の候補を立てない)は昔のままで人を驚かすに十分であった。保守主義者も左翼もAFLが「党派」的になったと解した。共和党はAFLとの最初の対決の場となったメイン州でリトルフィールド議員 Charles Littlefield の再選のために大物を現地に送り込んだ。また、社会主義者マックス・ヘイズ Max Hayes はこの運動にAFLの「純正組合主義」の「葬いの鐘」の音をきき労働党結成の日の遠

くないことを信じた。⁽²¹⁾ この時AFLは最も独立政治運動に近づいたように思われた。しかし、ゴムバーズは決して、路線を変えたつもりではなかった。彼は一九〇六年のAFL大会の冒頭、前回の運動は決してAFLの非党派の伝統からの逸脱ではない、「物質的、経済的、道徳的もしくは社会的条件を確実に向上させる手段として当面は労働組合運動の偉大な経済力に優るものは何もない」と断言したのである。⁽²²⁾

一九〇六年に何ら要求を果せなかったAFLは一九〇八年の大統領選挙の年に再び大規模な圧力行動に出た。今回は労働組合と農民団体とからなる会議を開き、AFL執行評議会が準備した草案に基づいた宣言を二つ採択した。要求は専らシャーマン法の改正に⁽²³⁾しぼられた。

次の行動は、その宣言を民主、共和両党の全国大会に提示し、綱領の中に加えさせることであった。共和党が冷淡な態度をとったのに対し、民主党は要求を実質的に受け入れたため、八月に民主党との間で選挙協定が結ばれた。しかし、民主党側はAFL内の反民主勢力の存在を心配していた。事実AFL内には社会主義系の組合も強力であるし共和党を支持する者も少なくなかったの

である。ゴムバーズはAFLが支持するのは民主党だからではなく、労働者の綱領を受け容れたから支持するのだ、という立場をとった。これをゴムバーズは「原則への党派 Partisan to a principle」と自ら名付けたのである。⁽²⁴⁾ これは恐らく、前述のAFL内の意見の対立を考慮したための言葉であったがゴムバーズの党派的政治運動の最大許容限度でもあった。

一九一四年民主党のウィルソン政権下でクレイトン法が成立し、⁽²⁵⁾これによって労働組合および農業組合をシャーマン法の独占規制の対象から除外することが定められた。ゴムバーズが「労働者のマグナ・カルタ」と呼んでいた。同法は親労働議員の努力で成立をみたから、AFLの「非党派」圧力団体型運動方法の成功を示すように見えた。しかし、同法は一九二一年デュプレックス印刷会社社事件で合衆国最高裁の下した判決によって、結局ほとんど無効のものとされてしまった。⁽²⁶⁾これは若き日のゴムバーズの圧力運動と同じ結果になったわけである。

以上、ゴムバーズの関与した政治活動を概観した。彼の運動は終始一貫して圧力団体型である。AFLの運動は彼および葉巻工組合の同僚が一八七〇年代末にとった

行動と同じ型のものであった。すなわち、(一)集会を開き、世論に訴え、(二)議会、議員に対しロビイングを行ない、立法を獲得し、(三)選挙においては二大政党のうち労働組合の綱領に好意的な方を支持する、これがその内容である。以後AFLは一貫して民主党を支持したが、一九二四年、生前最後の大統領選挙では、民主党と共和両党ともAFLの綱領に好意的でなかったため、コムバーズはラフォレット候補 Robert M. La Follette⁽⁸⁾つまり第三党を支持せざるをえなかった。このことは、AFLと民主党との提携がまだ決して安定していなかったことを示している。以上、コムバーズの政治的立場が「非党派」ないし「原則への党派」であったこと、および、労働組合に関して政治に求めたものが、賃金・労働条件を直接規制する法律ではなく、労働組合の活動の自由、すなわち団体交渉、争議行為の自由であることを明らかにした。⁽⁹⁾

- (1) *American Federationist*, September 1902, p. 284.
- (2) レーニン『何をなすべきか』国民文庫版問題別レーニン選集3『労働組合論』上巻、一八四頁。
- (3) 同書、同頁。

(4) Samuel Gompers, *Seventy Years of Life and Labor*, 2 Vols., New York, 1925, Vol. I, p. 108.
S・コムバーズ自伝刊行会訳『サミュエル・コムバーズ自伝』日本読書協会(一九六九年)上巻、一一八一—一九頁。
(5) *Ibid.*, Vol. I, p. 190. 邦訳、上巻、一九七頁。コムバーズは投票を圧力手段とする方法を後に「友に酬い、敵を懲す reward your friends, punish your enemies」方式と呼んだ。

(6) *Ibid.*, Vol. I, p. 188. 邦訳、上巻、一九七頁。
(7) *Ibid.*, Vol. I, p. 197. 邦訳、上巻、二〇五頁。
(8) コムバーズの経済的分野における活動については別稿で論ずる予定である。

(9) Philip S. Foner, *History of the Labor Movement in the United States*, Vol. II, New York, 1955, pp. 119—122.

- (10) Gompers, *op. cit.*, Vol. I, p. 312. 邦訳、上巻、三一頁。
- (11) Foner, *op. cit.*, Vol. II, pp. 122—28, 146—48.
- (12) *Cigar Makers Official Journal*, April 1887, cited in Foner, *op. cit.*, Vol. II, p. 148.
- (13) Gompers, *op. cit.*, Vol. I, p. 322. 邦訳、上巻、三二二頁。統一労働党は結局、分裂に終わった。Foner, *op. cit.*, pp. 149—154.
- (14) 社会主義者との対立は、一八九〇年代の社会主義労働

- 党 Socialist Labor Party' 二〇世紀に入ってからアメリカ社会党 the Socialist Party of America になるのが中心である。さしあたり、前掲拙稿および竹田有「コンバースと社会主義」『歴史学研究』四四七号（一九七七年八月）。なお、Foner, *op. cit.*, Vols. II & III; J. O. Morris, *Conflict within the AFL*, New York, 1958, を参照。
- (15) AFL およびその前身である労働組合総同盟 (FOLU) はそれぞれ類似の立法目標を掲げていた。
- (16) 一八九〇年に制定された同法が労働運動の足枷となつたのは、一八九四年のブルマン・ストライキに対し本法第六条に基づき労働差止命令 labor injunction が出されたことに始まる。また一九〇七年には AFL の商品ボイコット運動が差止命令で禁止され、コムバーズは長期の訴訟で対抗したが結局成功しなかった（バック・ストーヴ・ブンド・ハンズ事件）。Elias Lieberman, *Unions before the Bar*, New York, 1949, Chapters 3, 6. 近藤・佐藤訳『労働組合と裁判所』弘文堂（一九五八年）同章。
- (17) この頃、裁判所のはか全国製造業者協会 (NAM) や U スティールによる反組合活動が活発になる一方、ロビイ活動に対する政府の態度も冷やかであり、さらに労働組合の側にも IWW やアメリカ社会党などの AFL 批判勢力が抬頭し、これらの影響で AFL の財政も悪化しつつある状況であった。Mark Karson, *American Labor Unions and Politics, 1900-1918*, Carbondale, 1958, pp. 32-39.
- Foner, *op. cit.*, Vol. III, pp. 308-14.
- (18) *American Federationist*, May 1906, pp. 316-17.
- (19) 一八九七年には立法要求および裁判所の改革のために選挙活動を行なうという決議がすでに出されていた。AFL, *Proceedings*, 1897, p. 81.
- (20) *American Federationist*, August 1906, pp. 524-44.
- (21) Foner, *op. cit.*, Vol. III, p. 331.
- (22) AFL, *Proceedings*, 1906, p. 35.
- (23) Foner, *op. cit.*, Vol. III, pp. 344-45.
- (24) *Ibid.*, pp. 348-51, 354.
- (25) 同法の第六条はコムバーズの提案により、カンニズ Cummins 上院議員の努力で挿入されたもので「労働は商品ではなから」とうたわれている。また、第二〇条はシャーマン法の労働組合および農業・園芸団体に対する適用除外を定めている。Edward Berman, *Labor and the Sherman Act*, New York, 1930, pp. 99-102.
- (26) *Ibid.*, pp. 103-10. Lieberman, *op. cit.*, 邦訳二二六—二二七頁参照。
- (27) AFL 時代のコムバーズのロビー活動については Gomper, *op. cit.*, Chapters 28, 29, 35, especially 25, 34. 邦訳、同上章参照。
- (28) Philip Taft, *The A. F. of L. in the Time of Gompers*, New York, 1957, p. 484. Foster R. Dulles, *Labor in America*, New York, 1949, pp. 249-53.

(29) これは彼の労働組合優位論の思想に基づいている。前掲拙稿、一〇七—九頁、および拙稿「サミュエル・ゴムバースの労働組合論」『官公労働』第三一卷第一号（一九七七年一月）を参照されたい。

II

ルーサーの政治的経歴は社会黨員として始まり、自動車労働組合（以下UAWと略記）においても社会党派 Socialist caucus の指導者となった。しかし前稿でも述べたように、フランク・マーフィー・ミシガン州知事の再選問題に関し、親労働組合的な知事を支持したルーサーは独立候補を立てた社会党と対立し、一九三八年には実質上離党して⁽¹⁾いた。彼は多くの労働運動家と同じく、ローズヴェルト連合に加わったのである。しかし、第二次大戦後ルーサーは第三党運動への動きを示した。

一 第三党運動の放棄

一九四五年十二月、彼の弟ヴィクター・ルーサーは「今こそ労働者が古い二大政党から離れ、独立したアメリカ的全国政党の基礎を固める好機である」と唱えた。しか

し、この時には行動は起こされず、CIOの一部に人民党 People's Party の結成の動きがあった時にも参加しなかった。⁽²⁾この主張が活発化したのは一九四八年大統領選挙の年であった。この時期に第三党問題が強く意識されたのは、ニューデール路線が岐路に立ったためである。ローズヴェルトの死後、政権を引継いだトルーマンは「フェアデール Fair Deal」を唱えニューデール路線を守ろうとしたが、指導力に欠けたため議会の保守派に阻まれ空手形に終わっていた。特に一九四七年タフト・ハートレー法がトルーマン大統領の拒否権を乗りこえて成立したことは労働組合に大きな失望を与えていた。その上、民主党は大統領選挙を前にして左右両派が脱退し、左派は元商務長官ウォレス Henry A. Wallace を擁して進歩党 the Progressive Party を結成、他方右派はサウスカロライナ州のサーモンド知事 J. Strom Thurmond を大統領候補として州権党 States' Right Party を結成した。このため民主党は大いに弱体化し、共和党のデューイ Thomas E. Dewey の当選は確実と見られた。

UAWには当初より左翼の活動家が多く、結成直後の

一九三六年に第三党の創設を唱えたほど「政治的」な労働組合であり、またメージャー書記長 Emil Mazey は五〇年代末まで労働党の結成を主張していたほどである。⁽⁴⁾ ルーサーの意図も単に個人的なものではなく、こうした背景があつたことであつた。地方政治においてはすでに UAW は数回、独自の候補を立てて選挙を戦つていた。⁽⁵⁾ 右のような情況に対して UAW 全国執行委員会は一九四八年三月、「公式の政治目標として、一九四八年全国選挙後に真の進歩的政党を結成すること」を決議した。⁽⁶⁾ また、UAW を中核とするミシガン州 CIO において、その政治機関であるミシガン州政治活動委員会 Political Action Committee (以下 PACC と略記) が独立運動への傾斜を示すのは当然のことである。同委員会は一九四三年のスミス・コナリー法を撤廃する目的で一九四三年に設けられたものであるが、⁽⁷⁾ ミシガン州では民主党が弱体なこともあつて当初より独立の政治活動に従つていた。一九四四年の選挙では、ミシガン・コモンウェルス連盟 Michigan Commonwealth Federation という「無所属の進歩派、社会党员、トロツキストから成る公然たる第三党」と協同して選挙活動をした。ところがこの方針の

結果は惨敗で、結局、一九四七年に民主党のリベラル派からの提案で民主党の中に入り「(民主) 党を進歩勢力に矯正す」方針に転換した。しかし、数カ月後ミシガン州 PACC は別の決議を出し、右の方針の成果を検討し、不成功と判断された場合には、「ミシガン州 CIO は一九四八年十一月に開かれる全国大会で、進歩的な政治綱領を持ち既存政党から独立した新政党を結成すべく行動するように勧告すること」を決めたのである。⁽⁹⁾

ルーサーは新聞記者に「来年、真の第三党のための道ならしを始める。一九五二年の選挙には一つの力になれるだろう」と抱負を述べた。さらに彼は新党のためのスローガンも用意していた、すなわち「ニューディールへ退くな。ニューディールを越えて進め」と。この時ルーサーは第二次大戦後の彼の運動のうち最も急進的な立場に立った。というのは、この新党は労働者、農民、中小企業主、専門職業人、その他自由と経済的保障とを両立させようとする人を勧迎するだけではなく、「公益に直接かつ重大な関わりのある経済生活の分野すべてにおいて、民主的統制に基づく完全操業と完全雇用のプログラムを主張する」としていたからである。⁽¹⁰⁾ これはイギリス労働

党政権による産業国有化に刺激されたものと考えられる。ところが、一九四八年の大統領選挙はトルーマンの「奇蹟」に終わった。ニューディール路線は守られたのである。この結果、ルーサー・UAWの新党運動は成功する見込みがほとんどなくなった。ルーサーは他のCIOの指導者たちと同じくトルーマンの支持を表明し、第三党計画は中止された。⁽¹¹⁾ルーサーはこれ以後独立政治運動にコミットしなくなった。翌四九年のUAW大会では、二大政制の枠内で「真にリベラルで進歩的な勢力を動員しアメリカの政治勢力を再結集する」という多数案とともに、再び新党計画が少数決議案として提出され、少なくとも文面上では採択された決議の中に折り込まれた。次回の五一年大会でも労働党結成のための会議を召集する少数決議案が出されたが、ルーサーはこれを政治方針を決めるための労働会議の呼びかけを主張する多数決議案と同一であるとして、退けることに成功した。次の五三年大会は初の共和政権下の大会になったが、第三党決議案は提出されず民主党支持に一元化された。⁽¹²⁾地方政治についてもルーサーは一九四八年にミシガン州PACの採った民主党リベラル派との提携の方針を承認し、P A

Cでは四八年以降同一の方針が維持された。⁽¹³⁾以上のように、一九四八年選挙における政治的危機を契機としてルーサー・UAWは第三党運動を企図したものの、その根は浅く数年間のうちに完全に消滅してしまった。

二 反共リベラリズムとその基盤

前稿で筆者はルーサーが社会党を批判して「アメリカの政治思想はアメリカの土から生まれてこなければならぬ」と主張したことを紹介したが、⁽¹⁴⁾行論から彼の立場が反共リベラリズムであったことは明らかである。反共の側面については、UAWおよびCIOにおける共産党派の追放、世界労連脱退、国際自由労連結成等の活動、ヴェトナム北爆の支持等について確認できる。⁽¹⁵⁾またリベラリズムについては、民主党との提携によくあらわれている。大統領選挙では常に民主党を支持し、リベラル派候補の指名を確保するように行動した。⁽¹⁶⁾一九五二年の民主党大会ではアドレイ・ステイヴンスンの指名に貢献し、⁽¹⁷⁾五六年の民主党大会では「キング・メイカー」とも評され、⁽¹⁸⁾六〇年大会ではケネディを支持するAF L・CIO協同行動四者委員会の一員として、ウォール・ストリー

ト・ジャーナル誌から最も影響力ある労働組合指導者と目された。⁽¹⁹⁾六八年にはユージン・マッカーシーではなく選出されたハンフリーを支持した。⁽²⁰⁾地方選挙では前述のようにUAWは独自の活動は行わず、ミシガン民主党に加わって主流であった保守派 Old Guard からリベラル派への主導権の奪還に成功した。ミシガン州政治は政党間にイッシュューの対立のない所謂非党派政治 non-partisan politics であるため、UAWの影響力には限界があったが、この民主党UAW連合は「弱体、不活発で比較的保守的な構造をもっていた党をアメリカ中で最も活発かつ戦闘的にリベラルな、最も成功している州組織に改造した」⁽²¹⁾のである。

また今一つ公民権問題について見てみれば、一九六三年のキング牧師らによるワシントン行進ではAFL-CIOの決めた傍観方針に反対してリーダーの一人として参加し、六五年の南部における行進にも参加した。UAWにおいても差別反対部 Fair Practices and Anti-Discrimination Department を設けるなどの活動を行っている。⁽²²⁾ところで、大統領候補にマッカーシー議員を選ばなかったのと同じように、ルーサーは黒人問題について

も急進的な姿勢はとらなかった。例えば一九六二年、ある黒人運動団体（アメリカ黒人労働者評議会 Negro American Labor Council の加入団体である労働組合指導評議会 Trade Union Leadership Council）がUAWに對してこれまで黒人の執行委員を持っていなかったことを非難して圧力行動に出た時、ルーサー派は黒人の執行委員の選出に同意したもののTULCの望んだ戦闘的な公民権運動の活動家ではなくUAWの団体交渉スタッフ、ジャック・エドワーズを選んだためTULCとその同盟者を怒らせた。⁽²⁴⁾ルーサーのリベラリズムは「エスタブリッシュメント」のそれであったと言えよう。

以上のルーサーの活動は単に個人的なイデオロギーに基づいたものではない。先に第三党運動がUAW内のメイジー書記長などの急進派によるものであることを指摘したが、ルーサーの勢力基盤の一つはメイジーを含む社会党派にあり第三党の主張もそうした彼の立場を反映するものであった。しかし、六〇年代にはUAWの急進派は衰退していた。また、黒人問題についても同様の背景があった。自動車産業には多数の黒人が雇用されており、デトロイト市には大規模なスラムが形成されていた。⁽²⁵⁾第

二次大戦後黒人はさらに増加し六〇年代半ばにはデトロイト市の人口の約三分の一、同市のUAW組合員の二分の一を占めていた。⁽²⁶⁾ 黒人労働者はしばしばスト破りに使われており、半熟練労働者を中心とするUAWには彼らを組織することは至上命令であった。また、かなり多数の黒人票を確保することは民主党UAW連合の成功にとても不可欠であった。以上の理由からしてもルーサーUAWが黒人問題に無関心でいられるわけはなかったのである。一九六八年のUAWによるAFL-CIO脱退、労働者行動連盟 Alliance for Labor Action の結成⁽²⁸⁾についても、ルーサーとミーニーの間の外交政策の対立が直接の原因であったが、ある論者は、別の二つの争点をその背後に見ている。すなわち第一に、UAWが黒人労働者の公民権と平等な雇用機会に対する要求を受け容れざるをえない限りAFL-CIO内の建築職種労働組などの保守派との対立は避けられなかったこと、第二にUAWは自動車会社の多国籍企業化に対して国際自由労連や国際金属労連を通じ国際的な団体交渉体制を敷いて賃金・労働条件の改善をはかろうとしたが、これはミーニーに代表される保守派の保護貿易主義や国際労働組合組

織に対する非同調の姿勢と衝突したことである。⁽³⁰⁾ 以上の分析はルーサーの政治的活動が「労働組合の立場」に深く関係したものであることを示している。

三 「団体交渉の方法」の優位

ルーサーの政治的活動は概ね右に見たとおりであるが、政治によって彼の目指したものは完全雇用と社会保障すなわち福祉国家の実現である。これはまた、ニューディール以後のアメリカ労働運動全体についても言えることである。ルーサーはその実現のためにはまず経済的分野(団体交渉)で成果を挙げるべきであると考えた。

われわれはまず、経済の領域で労働者を動員し、つづいて市民としてわれわれの組織の力を政治の領域や、社会的進歩の領域における闘争に使用しようと思う。⁽³¹⁾ 政治的成果の獲得をめざすのは彼によれば迂遠な道である。

フランクリン・ロトズヴェルトとニュー・ディールの十二年間、われわれは年金と社会保障制度を拡充するのに好都合な政府を持っていた。しかし実際には何の発展もみられなかった。⁽³²⁾

これに対して、フォード社では使用者全額負担の私的年金制度が協約によって採用された。この成果をもとに議会でロビイングし、社会保障制度の改善を実現させることができた。

われわれの私的交渉は、政府のこれまでにといったような行動よりも社会保障制度を速やかに発展させたわけ⁽³³⁾です。

つまり、団体交渉によってまず成果をあげ、それを圧力団体型政治運動によって社会全体に行き渡らせる、という方法である（これはバターン・バーゲニングを想起させる）。

事実ルーサーの活動の成果は主として、年間賃金保障⁽³⁴⁾、企業年金⁽³⁵⁾、任意加入の地域健保組合や団体保険による医療保障⁽³⁶⁾のように私的な制度にかかわるものであった。以上のようにルーサーはゴムバズと同じく政治的方法（ウェップ夫妻の所謂「法律制定の方法」）よりも経済的方法（同じく「団体交渉の方法」）を優位においた⁽³⁷⁾のである。

(1) 拙稿「アメリカ労働運動のイデオロギー」『一橋研究』

第一巻第四号（一九七七年三月）一一二—一五頁。

(2) F. Cormier & W. J. Eaton, *Reuther*, Englewood Cliffs, N. J., 1970, p. 278.

(3) *United Automobile Worker*, July 7, 1936.

(4) Jack Stieber, *Governing the UAW*, New York, 1962, pp. 37—40.

(5) 拙稿「UAWルーサー体制の成立」『一橋論叢』第七四巻第四号（一九七五年一〇月）四四二—四三頁。結果はどれも完敗であった。

(6) Stieber, *op. cit.*, p. 37.

(7) R. A. C. による Matthe Josephson, *Sidney Hillman*, New York, 1952, pp. 594—637, 659—62. Fay Calkins, *The CIO and The Democratic Party*, Chicago, 1952, *passim*.

(8) George Blackwood, "United Automobile Workers, of America, 1935—51," Ph. D. Thesis, Univ. of Chicago, 1951, p. 216. ただし同連盟の他の左翼系の第三党と同じくローズヴェルターを支持した。

(9) Calkins, *op. cit.*, pp. 115—16, 141—42.

(10) Cormier & Eaton, *op. cit.*, pp. 282—83.

(11) *Ibid.*, pp. 283—84.

(12) Stieber, *op. cit.*, pp. 37—40.

(13) しかし一九五〇年頃には尚'PAC'の中には根強く第三党への志向が見られたとらう。Calkins, *op. cit.*, p.

145.

- (14) 前掲拙稿「アメリカ労働運動のイデオロギー」一一四頁。
- (15) 長沼秀世「CIOの「共産系」組合追放」『アメリカ研究』二号（一九六八年）。David J. Saposs, *Communism in American Unions*, New York, 1959, pp. 170—189. Bert Cochran, *Labor and Communism*, Princeton, N. J., 1977, pp. 297—331. ヴェトナム戦争について Cormier & Eaton, *op. cit.*, p. 384. Joseph C. Goulden, *Meany*, pp. 355—56. ハーサーは一九六七年頃より戦争反対の立場をとり、UAWのAFLOCIO脱退の際のこの論点となった。Goulden, *op. cit.*, pp. 377—89.
- (16) 彼の理想は政治的インシナーに従って二大政党を再編することだった。彼の政治活動の同僚ロー J. L. Rauch, Jr. はこれに「そのためハーサーは一九四〇年代にはあまり民主党にコミットせず、反共リベラル系の政治団体ADAに積極的に参加したのだという。Cormier & Eaton, *op. cit.*, pp. 279—80.
- (17) Cormier & Eaton, *op. cit.*, pp. 286—89.
- (18) *Newsweek*, March 31, 1958.
- (19) Stieber, *op. cit.*, p. 111.
- (20) Cormier & Eaton, *op. cit.*, p. 392.
- (21) J. David Greenstone, *Labor in American Politics*, New ed., Chicago, 1977, p. 112.
- (22) Cormier & Eaton, *op. cit.*, pp. 385—86.
- (23) 一九四三年のUAW大会で共産党派は少数民族部 Minority Dept. を設け部長を同時に執行委員に任命するという多数決議案を提出した。これに対してハーサー派は部の設置そのものには賛成したが、執行委員への任命は「裏返し」のシム・クローイム」であるとして反対する少数決議案で対抗した。票決の結果、両案とも否決された。UAW組合員中に少数民族（大部分は黒人）の占める比率は一九四三年一〇月で二七パーセントであった。Blackwood, *op. cit.*, p. 210.
- (24) Greenstone, *op. cit.*, pp. 257—58.
- (25) I. Howe & B. J. Widick, *The UAW and Walter Reuther*, New York, 1949, pp. 7—13, 215—22.
- (26) Irving Richter, *Political Purposes in Trade Unions*, London, 1973, p. 210.
- (27) 黒人に比較的多く雇用機会を提供していたフォード社を組織化しようとした際にはストライキに反対する黒人労働者と組合員との間であわや激突という一幕もあった。Keith Sward, *The Legend of Henry Ford*, New York, 1948, pp. 408—16.
- (28) ハーサーの死後一九七二年に解散された。
- (29) ハーニーとハーサーの反目についてはGoulden, *op. cit.*, Chap. XVI. 参考 Cormier & Eaton, *op. cit.*, Chap.

30. 参照。

(30) Richter, *op. cit.*, pp. 209—12.

(31) Walter Reuther, "The Social Mobilization of Labor" 雪山慶正「ウォルター・ルーサーの人と思想」『専修大学論集』第二三号（一九六九年六月）十三頁より再引用。

(32) Henry Brandon, "A Conversation with Walter Reuther," in Jack Barbash (ed.), *Unions and Union Leadership*, New York, 1959, p. 68.

(33) *Ibid.*, p. 71.

(34) 協約により公営失業給付に上積みする方式で補足的失業給付 Supplementary Unemployment Benefit と呼ばれる。Robert M. Macdonald, *Collective Bargaining in the Automobile Industry*, New Haven, 1963, pp. 36—39. 古米淑郎「アメリカ自動車工業における補足的失業手当制度の生成と発展」同志社大『経済学論叢』第一九巻第三号（一九七一年）同「アメリカ自動車工業の賃金保障制度」『同志社大人文科学研究所紀要』四号（一九六〇年）参照。

(35) Macdonald, *op. cit.*, pp. 34—35. ルーサーはこの制度について「法律によるナショナル・ミニムムで不足する分を協約で補うものであると説明している。Reuther, "Practical Aims and Purposes of American Labor," in G. Watkins (ed.), *Labor in the American Economy*, American Academy of Political and Social Science,

Annals, Vol. 274, March 1951, p. 67.

(95) Jean Gould & Lorena Hickok, *Walter Reuther, Labor's Rugged Individualist*, New York, 1972, pp. 292—95. Cormier & Eaton, *op. cit.*, p. 306 f. Steber, *op. cit.*, p. 116 f.

(37) ルーサーの経済的活動についてはさしあたり、拙稿「ルーサーの「社会工学」労働運動」『官公労働』第三二巻第九号（一九七八年九月）を参照。

III

右の分析はゴムバズ、ルーサーともに圧力団体型の政治運動を行ない、「社会民主主義的政治」も労働党（第三党）の結成も目指さなかったことを示している。ルーサーの第三党運動にしても、決して労働党ではなく、農民、中小企業主など自営業主をも含めた連合であった。⁽¹⁾しかし、同じ圧力団体型政治運動ではあれ、その内容はかなり異なっている。それを（a）労働組合と政党との関係、（b）政治的要求の内容について明らかにしておく。

（a）S・E・ファイナーによれば、利益集団と政党との関係は三つに分類できる。すなわち、（一）結婚——

イギリス労働党と労働組合の場合のように、利益集団が政党に構造的に組み入れられている場合、(二) 安定した関係——利益集団が事実上、政党と同盟ないし提携している場合、(三) 浮わつた関係——利益集団が二大政党のどちらも支持あるいは拒否する場合、の三つである。⁽²⁾ この分類をあてはめれば、ゴムバーズの「非党派」もしくは「原則への党派」は(二)と(三)との間を揺れ、ルーサーの場合は一時(一)を指摘したが、結局(二)に落ち着いたと言える。このように政党との関係はより深くなったといえよう。⁽³⁾

(b) 次に政治に何を求めるかについてもゴムバーズとルーサーでは異なっている。ゴムバーズの求めたものは、労働非商品の宣言という倫理性の要求を別にすれば、要するに労働組合活動の自由であった。差止命令はゴムバーズが正当と考える闘争手段を労働組合から奪ってしまふものであったから、彼は強固に服従を拒否したのである。これはゴムバーズのヴォランタリズムの一側面、すなわち国家権力からの自由の主張であった。これに対し、ルーサーを含め、AFLより分裂したCIO系の指導者はより広範囲の要求を政治に求めた。たとえば、C

IO一九五〇年全国大会は二六項目の立法目標を掲げた。⁽⁴⁾ その中にはタフト・ハートレー法改正要求のように、反労働立法の改廃といったゴムバーズと同一の主張も見受けられる一方で、ゴムバーズの反対した労働条件の規制や社会保障を求める要求もまた含まれている。特に完全雇用のための政策要求が数多く含まれていることがゴムバーズ時代と異なる点で注目される。

以上のようにアメリカ労働組合の政治活動は半世紀の間に大きく変化した。⁽⁵⁾ しかし、ゴムバーズもルーサーもその活動の基本線として「労働組合の立場」を貫いたことは右の分析で明らかにしえたと思う。前稿でも述べたように、⁽⁶⁾ 二人はその意味で「労働組合主義者」であったといえる。ただし、ゴムバーズとルーサーがそれぞれ基盤とした労働組合は性格の異なるものであったし、労働組合のおかれた環境、特に国家の労働政策も大きく変化している。「ヴォランタリズム」と「民主主義」の差異もその点に負う所大である。しかし、本稿ではこの点は次の課題としておかなければならない。

(1) Arthur J. Goldberg, *AFL-CIO: Labor United*, New York, 1956, p. 215. 松井・古米訳『労働運動の分

『好学校』(一九六五年)二二五頁。

(2) S. E. Finer, *Anonymous Empire*, London, 1958, pp. 44—45.

(3) 点字訳は Fay Calkins, *The CIO and the Democratic Party*, Chicago, 1952. 44頁 J. David Greenstone, *Labor in American Politics*, New ed., Chicago, 1977, Chapter VIII. を参照せよ。

(4) Calkins, *op. cit.*, Appendix, pp. 156—159.

(5) 簡単には Greenstone, *op. cit.*, Chapters I, II. 渡辺一「アメリカ労働組合政治の基本的特質(一—四)」『立命館法学』第三八、四三、四四、四六号(一九六—六三年)。

(6) 拙稿「アメリカ労働運動のイデオロギー」『橋研究』第一巻第四号(一九七七年三月)一一六頁。

(一橋大学助手)